

2013年5月16日

自治労北海道本部
執行委員長 山上 潔 様

自治労北海道市町村職員共済組合職員労働組合
執行委員長 成 田 康 治



自治労北海道都市職員共済組合労働組合
執行委員長 葛 西



共済制度を守る取り組み（要請）

日頃のご健闘に対し、心より敬意を表します。

さて、我々全国の市町村・都市職員共済組合のプロパー職員により組織する労働組合のうち、自治労加盟単組の連合体である「自治労全国市町村共済協議会」において、全国の自治労各都道府県本部にあてて、標記取組みの支援要請をすることとされました。

本道において、当該協議会に参画しております二共済労組である我々も本趣旨に賛同し、以下のとおりに要請いたしますので、何卒ご理解いただき本取組みにご支援賜りますようお願い申し上げます。

I はじめに

昨年8月10日にいわゆる「被用者年金一元化法」が成立しています。

また、続く11月16日には、当該一元化により廃止されることとなった「職域部分」について、新たに退職給付の一部として、「退職等年金給付（年金払い退職給付）」を設けるとした法律が成立しています。

この間我々は、共済制度は地方公務員制度の一環として相互救済によって組合員とその家族及び年金受給者の生活安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として設けられており、また、共済組合は労使参画の民主的な組合会方式により短期・長期・福祉事業の三位一体の共済事業を効率的に展開し、社会保障制度の保険者としてその重要な役割を果たしてきたことなどを繰り返し訴えてきました。

自治労に結集したこうした取り組みが、一元化法において共済組合を事務組織として活用することに繋がりました。

新たに設けられた「退職等年金給付（年金払い退職給付）」については、共済組合が当該給付の決定及び支払等の業務を行い年金と一体的なサービス提供ができることとなったこと、また、遺族給付については段階的な支給水準の見直しが見られるものの、経過措置により一元化法施行日前の共済組合員期間に応じて、これまでの職域加算額に

相当する部分を支給するとされたことは一定の評価ができるものです。

医療保険制度については、共済組合においても少子高齢化の急激な進展、高齢者医療に対する支援金等の支出増、組合員数の減、給与水準の低下による収入の減、さらには今回の震災の影響を大きく受けて短期財源率の引上げを余儀なくされています。

また、給与を平均7.8%削減する「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の地方公務員への波及とも相まって、厳しい財政事情のもと保険者機能を果たす事業運営に影響が出ることになれば、医療保険者統合の議論が加速することになりかねません。

これについては、自民党総合政策集において「官民格差を是正する観点からも、共済健康保険と協会けんぽの統合を進める」との方針が示されており、さらに本年2月20日の参議院予算委員会においては、与党議員から医療保険者の統合に係る発言が行われている現状です。

我々はこの状況に危機感を持ち、議論の進行に先駆けて医療保険制度のあり方、特に医療保険者機能の必要性について関係各方面に対して積極的に提言していかなくてはなりません。

福祉事業についても、貸付事業の貸付件数の減少や宿泊事業における保養所の休館、業務委託、閉鎖が相次ぐ状況など全国的に縮小傾向にあります。組合員への福祉増進を図る目的に必要な事業であり、その必要性をしっかりとアピールしていかねばなりません。

以上をふまえ、我々は次のとおり取り組みを進めてまいりますので、北海道本部におかれましても、別紙「共済制度を守る取り組み（要請事項）」により自治体単組等と連携しながら当該取り組みをご支援していただきますようお願いいたします。

II 具体的な取り組み等

1. 長期給付事業

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立により、2015年10月1日から円滑な業務運営が図られることが重要となってきます。

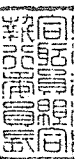
被用者年金制度の一元化に係る事務処理体制等について、円滑な移行を行うために必要な措置を関係各方面に対して引き続き求めていきます。

2. 短期給付事業

短期給付事業は公務職域に多い疾病傾向等に応じた健康増進やメンタルヘルスセミナー及び特定健診などの保健事業と相まって、組合員とその家族を身近に支えるとともに、それにより良質な公共サービスを堅持・発展させることを目的としてその機能を果たしています。

言い換えれば、共済制度における医療保険制度である短期給付事業と健康増進を目的とする保健事業が連携して、組合員とその家族の健康の保持増進を支えています。

将来にわたって磐石な国民皆保険制度の堅持とさらなる発展のために必要な短期給付事業の堅持に向けて、関係各方面に提言するとともに次のとおり取り組んでいきます。



(1) 保険者機能の活用

医療費の適正化にしっかりと取り組むことが医療保険制度の存続を担保することになります。

そのために必要な保健事業や後発医薬品の使用推進などの取り組みは、健康の維持・確保、医療費削減といった目標を、保険集団内で共有し一致して取り組むことで成果が上がるものです。

共済組合は、公務職域の相互連帯のもと各種健診や健康増進セミナーなどの保健事業の充実などを図りながら医療費適正化への取り組みを推進しているほか、財政面においては、短期給付財政調整事業を毎年度見直しその基盤の安定化を図っています。

さらに、地方自治体と連携した掛金・負担金の徴収において原則として未収が発生しないこと、また、長期・短期・福祉事業を横断的かつ効率的に行う唯一の機関であり、各事業を連携することで効果を上げている医療費の適正化のみならず、事業間における給付の支給調整が的確に行えることで、いわゆる「過誤払い」の発生を抑制することができるため、組合員の皆様からお預かりした財源の健全化が高い水準で図られているなど、今後我が国の社会保障制度を円滑に運用していくうえでも求められるこのような保険者機能のさらなる活用に取り組んでいきます。

(2) 保険料率と給付水準

公務職域の相互連帯に基づく保険者機能の発揮と財政調整事業により財源の安定を図ることで抑制している共済組合の短期給付事業に係る財源率についても、毎年度引き上げられている状況であり、組合員の負担は年々増えています。

各保険者の財政負担を抑え保険者機能を発揮させる観点から、高齢者医療制度に対する公費投入の拡充や自助努力だけではどうにもならない暮らしや収入に繋がる労働条件（勤務時間等）を改善する面での生活習慣病予防対策や労働安全衛生面での取り組みによる疾病等の予防を図ることで、さらなる医療費の削減に繋げながら保険料の負担増の抑制に繋げる政策も必要だと考えます。

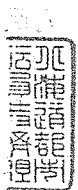
さらに、保険料率に影響する賃金（報酬水準）を上向かせる経済政策で、各保険者の保険料収入が増加に転じればその民主的な保険者機能に基づいて、制度間の財政調整も踏まえた保険料率の設定も検討できるようになります。

他の医療保険制度との均衡の観点から、本年4月からの附加給付水準の変更にご理解をいただいたところですが、公務員は労働基本権の制約のみならず、職務専念義務、守秘義務などの服務義務を課せられているのが実態です。昨今の自然災害時において、自らが被災者でありながらその使命を果たした公務員の姿は、広く国民にも伝わっているところです。

「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務する組合員とその家族の健康と安心を支えるための給付水準を堅持すべく取り組んでいきます。

(3) 高齢者医療制度に対する公費投入の拡充

高齢者医療制度については皆で支えていかなくてなりません。団塊の世代が前期高齢者となり、支える側と支えられる側の人口構造が大きく変化するなか、医療費抑制等



の見通しを考えるうえで、各保険者の財政負担を含め、将来にわたって持続可能で安定した運営が確保される制度となるよう世代間負担のあり方、財政調整の方法等とともに公費投入の拡充について検討すべきことを提言していきます。

3. 福祉事業

組合員の要望を吸収した事業の堅持・充実にむけた運動に引き続き取り組んでいきます。

4. 宿泊事業

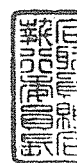
共済組合が保有する宿泊施設は、組合員の皆様の福祉の増進に資することを目的に運営が行われておりますが、昨今のライフスタイルの変化やニーズの多様化等により、利用率が低下傾向にあることで、その存続を含めた厳しい経営判断を迫られている施設もあります。

しかしながら、東日本大震災の際には多くの被災者の受け入れを行ってきた社会への貢献を背景に、施設の重要性が再認識されています。

そのような中、全国の各施設が誇る多種多様なサービスをさらに積極的にアピールするなど組合員とその家族の利用率の向上に繋がるよう全国のネットワークを活かした取り組みを強化していきます。

Ⅲ まとめ

我々全国の共済労組は自治労全国市町村共済協議会に結集し、相互救済の精神のもと労使参画の民主的運営が行われ、公務の能率的な運営に資する共済制度を守るため、各都道府県本部との連携をさらに強化しながら1人でも多くの組合員の皆様に共済制度が置かれている現状を伝えながら以上の取り組みを進めていきます。



共済制度を守る取り組み（要請事項）

1 長期給付事業

被用者年金制度の一元化に向け、各実施機関の連携が不可欠となるワンストップサービス及び新たに創設された退職等年金給付（年金払い退職給付）に対する事務処理体制の整備、標準報酬制度への移行に伴う地方自治体と連携した掛金・負担金の徴収システムの見直し等に必要な財源とマンパワーの確保等について、現場の意見を反映しながら適切に行うよう、関係各方面に対して要請等の取り組みをされたい。

2 短期給付事業

当事者自治と保険集団の同質性を重視した職域保険と地域保険を基本に、保険者機能の発揮と国民皆保険制度は確立されるべきであり、公務職域の相互連帯のもと、良質な公共サービスに不可欠な組合員とその家族の健康の保持増進を支えるとともに、医療費の適正化・三位一体（長期・短期・福祉）の事業による財源の健全化等、持続可能な我が国の社会保障制度を円滑に運用していくうえでも求められる共済組合の保険者機能のさらなる充実と活用の必要性を再認識し、関係各方面に対して要請等の取り組みをされたい。

3 福祉事業

組合員のニーズを吸収した事業の堅持・充実及び被用者年金制度の一元化に係る年金積立金の運用にあたっては、当該積立金を財源とする福祉事業等の運営に支障をきたさない措置をとるよう、関係各方面に対して要請等の取り組みをされたい。

4 宿泊事業

自治労のスケールメリットを活かした組合員の利用促進への取り組みとして、各都道府県本部の機関紙やホームページ等での広告、各種会議での利用等をこれまで以上に推進されたい。

5 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の影響

地方が反対するなか一方的な地方交付税の削減が行われるという今般の措置は、持続可能な社会保障制度を支え、また地域の防災、減災対策の根幹である公共サービスを支えている組合員を支える共済制度の財政運営にまで大きな影響を及ぼすことになるため、当該交付税を速やかに復元するよう、関係各方面に対して強く要請等の取り組みをされたい。

